

資料

平成30年9月19日開催

第5回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第1号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

----- 1～2

議案第2号 美瑛町税条例の一部改正について

----- 3～4

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

労働基準法第37条第5項及び同法施行規則第21条に基づき、勤務1時間当たりの給与額の計算方法を改めるため条例の一部を改正する。

2 改正の概要

時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎額に下記手当を加算するもの。

- (1) 地域手当
- (2) 寒冷地手当

3 施行期日

公布の日から施行する。

新	旧
<p>第1条～第15条 【略】 (勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額(地域手当又は寒冷地手当を受ける職員にあっては、これらの手当の月額合計額の範囲内で規則で定める額を加算した額)に12を乗じその額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>第17条～第25条 【略】</p>	<p>第1条～第15条 【略】 (勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額_____</p> <hr/> <p>_____に12を乗じその額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>第17条～第25条 【略】</p>

美瑛町税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

生産性革命集中投資期間中における臨時の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税を3年間免除することを可能とする規定の整備を行うもの。

（附則第10条の2第23項の改正規定）

平成30年6月6日適用

○美瑛町税条例 新旧対照表

平成30年9月19日
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第151条 【略】 附則 (施行期日) 第1条～第10条 【略】 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 【略】 2～22 【略】 23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で 定める割合は零とする。 第10条の3～第22条 【略】</p>	<p>第1条～第151条 【略】 附則 (施行期日) 第1条～第10条 【略】 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 【略】 2～22 【略】 第10条の3～第22条 【略】</p>